

次世代育成支援行動計画（前期計画）策定の背景

国は、平成 2 年の特殊合計出生率「1.57 ショック」以来、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを生き育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めました。

平成 6 年に「エンゼルプラン」を策定し、平成 11 年度を目標として保育サービスの充実が進められてきました。平成 11 年のエンゼルプラン見直しでは、保育サービスだけでなく、雇用、母子保健等の事業も加わった「新エンゼルプラン」が策定されました。

平成 14 年にまとめられた「少子化対策プラスワン」では、これまでの保育サービス中心の施策から、社会全体が一体となって総合的に取り組みを進めることとされました。

平成 15 年 7 月には地方自治体及び企業における子育て家庭を支援するための 10 年間の取り組みを促進するために、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成 17 年から施行されています。同法は、地方自治体や企業が次世代育成支援のための取り組みを促進するために、それぞれ行動計画の策定を義務付け、実施していくことをねらいとしています。

福生市では、「子育ての喜びが実感できるまち」を基本理念に次世代育成支援行動計画（前期計画）を策定しました。

次世代育成支援行動計画における施策

(1) 家庭・地域における子育ての支援

【施策の方向】

核家族化や共働き世帯の増加により保護者が不安や悩みを抱えてしまうことがあります。その不安を解消し、子どもを安心して育てることができるよう支援します。

また、子育ての第一義的責任は保護者にありますが、子育て家庭の孤立を防ぎ、負担を軽減するために地域の支援が必要です。

【重点事業】

1 子ども家庭支援センターの設置

【事業内容等】

| No | 事業名 | 事業内容 | 事業の進め方 | 現状 17年度 | 実績 21年度 | 目標 21年度 |
|----|-----------------|--|--|----------------------|---|---|
| 1 | 子ども家庭支援センターの設置 | 子どもと家庭に関する総合相談、ショートステイ等のサービス提供の調整、子育てボランティア等への支援、見守りサポート事業、虐待防止に関する事業など、児童を養育する家庭を支援するため、子育て支援の総合的な機能を持つセンターを設置する。 | 地域の児童館等で既に実施している子育て支援事業等を考慮し、市民のニーズにあった施設の設置を検討し、整備する。 | 1箇所設置 | 1箇所設置 子ども応援館に移転し、月～土、週6日開所し、総合相談業務体制の充実を図った。 | 先駆型1箇所 子ども応援館へ移転し開所日を週6日とし、総合相談業務の充実を図る。 |
| 2 | 学童クラブの充実 | 小学校4年生までを対象に市内8箇所で放課後対策として、学童クラブを実施している。 | 待機児をなくし、障害児の受入体制を充実する方向で学童クラブのあり方を見直す。 | 8箇所 定員 395人 | 10箇所 受入可能児童 数570人 待機児0 | 10箇所 受入可能児童 数570人 待機児0 |
| 3 | 保育計画の作成 | 待機児童ゼロと多様な保育ニーズに対応するため、保育計画を作成する。 | 計画的な定員の見直しと施設整備、市民ニーズに対応した保育を実施する。 | 公立保育園 民営化計画 作成 | 福生保育園 民営化 | 福生保育園 民営化 |
| 4 | 認可保育所による通常保育の実施 | 保護者の就労又は疾病等の理由により、児童の保育に欠ける場合、保護者の申込みにより保育を実施する。 | 保護者の就労状況等に応じた保育サービスの充実を図る。 | 12箇所 定員1,175 人 | 12箇所 定員1,175 人 | 12箇所 定員1,175 人 |
| 5 | 女性悩みごと相談 | 羽村市と共同で、女性の家庭や職場での悩み、生き方についての悩みなどに対する相談を実施する。 | 市民へのPRに努め、関係機関と連携し、女性の悩みごと解決を支援する。 | 羽村市と共同 で実施 | 羽村市と共同 で実施 | 継続して実施する。 |
| 6 | 産後支援ヘルパーの実施 | ヘルパーが産後の家庭を訪問し、生活の支援を行う。 | 的確なニーズの把握に努め、実施する。 | | 育児支援訪問 事業として実施 23件 | 継続して実施する。 |
| 7 | 訪問型一時保育の実施 | 保護者が傷病等により、児童を家庭で看護できない場合、一時的に家庭を訪問して保育を実施する。 | 的確なニーズの把握に努め、実施する。 | 未実施 | 未実施 | 検討 |
| 8 | 民間有償家庭支援事業の充実 | 保育園や幼稚園への児童の送迎、乳幼児の一時預かり等を行う民間有償家庭支援事業の充実を図る。 | 支援方法を検討し、事業の充実を支援する。 | 支援の 充実 | 検討 | 検討 |
| 9 | ショートステイの実施 | 保護者が疾病等により、児童を家庭で養育できない場合、施設等で短期間(7日以内)児童をあずかる事業を実施する。 | 的確なニーズの把握に努め、実施する。 | 検討 | 東京恵明学園 に委託 38件 | 継続して実施する。 |

| No | 事業名 | 事業内容 | 事業の進め方 | 現状 17年度 | 実績 21年度 | 目標 21年度 |
|----|------------------|--|------------------------------|----------------------|---|--|
| 10 | 子育てサポーター制度の実施 | 子育てに対する悩みや不安がある保護者に対して、相談やアドバイスをを行う子育てサポーター制度を実施する。 | ボランティアの確保を図り、制度の実施に努める。 | 民生児童委員による子育てサロンを実施 | 子育てひろば、子育てサロンを実施 検討 | 子育てひろば、子育てサロンの実績を通じ検討 |
| 11 | 地域子育て支援ネットワークの構築 | 地域住民や教育機関、保育機関、民生児童委員、ボランティア、その他民間事業者等と行政が一体となって、地域子育て支援ネットワークを構築する。 | 子育て支援協議会、連絡会等を設置する。 | 未実施 | 保育団体連絡会として、次世代育成行動計画に対するパブリックコメントの提出 | 保育団体連絡会の充実 |
| 12 | 保護者(親子)対象子育て支援事業 | 児童の保護者に交流の機会を提供し、子育てに必要な知識の向上、悩みごとやストレスの解消等を図る。 | 事業内容の充実を図る。 | 児童館3館 17事業 | 児童館3館 26事業 398回 | 事業の充実 |
| 13 | ひとり親家庭ホームヘルプサービス | 日常生活を営むのに著しく支障がある義務教育終了前の児童を扶養しているひとり親家庭に対して、一定期間ホームヘルパーを派遣する。 | 制度の周知を図るとともに、利用の促進を図る。 | 28世帯 | 24世帯 | 継続して実施する。 |
| 14 | ひとり親家庭の就業支援 | ひとり親家庭の経済的自立へ向け、就業を支援する。 | 情報の提供、相談の強化等支援体制の強化を図る。 | 検討 | 母子家庭自立支援教育訓練給付金事業2件 母子家庭高齢者、障害者等技能訓練促進事業1件 | 継続して支援する。 |
| 15 | ひとり親家庭休養ホーム利用助成 | 東京都ひとり親家庭休養ホーム事業(宿泊助成)を利用したひとり親家庭に対して宿泊費用の一部を助成する。 | 制度の周知を図るとともに、利用を勧奨する。 | 10世帯 | 東京都ひとり親家庭休養ホーム事業の廃止に伴い廃止 | |
| 16 | 特別児童扶養手当 | 20歳未満で、日常生活に著しい制限を受ける状態にある児童を監護又は養育している父母又は養育者に対し手当を支給する。(国) | 対象者が手当を受給できるよう、情報提供に努める。 | 受給者72人 | 受給者61人 | 継続して実施する。 |
| 17 | 児童育成手当 | 18歳に到達した年度末までの児童を育成しているひとり親家庭の父母(父又は母に重度の障害がある場合を含む。)又は養育者に手当を支給する。 | 対象者が手当を受給できるよう、情報提供に努める。 | 受給児童 1,307人 | 受給児童 1,216人 | 継続して実施する。 |
| 18 | 児童扶養手当 | 18歳に到達した年度末までの児童(児童に障害のある場合は20歳未満)を養育しているひとり親家庭の母(父に重度の障害がある場合を含む。)又は養育者に手当を支給する。(国) | 対象者が手当を受給できるよう、情報提供に努める。 | 受給者617人 | 受給者622人 | 継続して実施する。 |
| 19 | 児童手当 | 義務教育就学前の児童を養育している者に対し、手当を支給する。(平成16年度から小学3年生まで対象を広げる。)(国) | 対象者が手当を受給できるよう、情報提供に努める。 | 受給児童 4,128人 | 受給児童 5,381人 | 継続して実施する。 |
| 20 | 子育て支援情報の充実 | 子育てに関する情報を集約したホームページを開設し、児童の保護者に提供する。 | ホームページの充実を図り、保護者への情報提供を強化する。 | ホームページの実施 広報による提供 | ホームページの実施 広報による提供 | 継続して実施する。 |
| 21 | 地域での母子等の居場所づくり | 子育て中の保護者の悩みや不安の解消、閉じこもり、児童虐待予防等を目的に、市民参加型の居場所づくりを進める。 | 小学校区ごとに1箇所ずつ設置する。 | 子育てサロン 5箇所 | 子育てサロン 8箇所 子育て広場 児童館3箇所 保育園1箇所 | 子育てサロン6箇所 子育て広場 児童館3箇所 保育園1箇所 |

| No | 事業名 | 事業内容 | 事業の進め方 | 現状 17年度 | 実績 21年度 | 目標 21年度 |
|----|---------------------------|---|---------------------------------------|---|--------------------------------------|-------------------|
| 22 | 地域での体験活動の促進 | 地域での体験活動を行っている団体等の活動を促進する。 | 青少年育成地区委員会、その他団体等への支援を充実する。 | 青少年育成地区委員長会実施事業への支援 輝きフェスティバル 軽スポーツ &とん汁会 夜間パトロール実施 | 33の青少年育成地区委員長会へ支援 輝き市民サポートセンターの充実 | 継続して実施する。 |
| 23 | 性に関する正しい知識の普及、啓発 | 結婚、妊娠、分娩、育児に関する認識を積み重ね、母性機能の発達に障害を及ぼす疾病又はその原因となる行為、習慣などを防止するため、学校、生涯学習等で性に関する正しい知識の普及、啓発に努める。 | 指導内容、方法等に配慮し、適切な学習指導を行う。 | 学習指導要領に基づいて10校で実施 | 学習指導要領に基づいて10校で実施 | 学習指導要領に基づいて10校で実施 |
| 24 | 児童を対象とした学習講座の充実 | 児童を対象とした学習講座、行事等の充実を図る。 | 多くの児童が参加できるよう、年齢等に配慮した講座内容の充実を図る。 | 充実に努める | 4コース 25回実施 | 4コース実施する。 |
| 25 | 子育て支援、男女共同参画促進のための学習講座の充実 | 子育て支援、男女共同参画促進のための学習講座、行事等の充実を図る。 | 子育てや女性の悩みなど、現状における課題解決に向けた講座内容の充実を図る。 | 充実に努める | 10コース 105回実施 | 7コース実施する。 |
| 26 | 幼稚園における相談情報提供等事業 | 養育に関する問題について、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。 | 事業の充実及び実施を要望していく。 | 4園実施 | 4園実施 | 4園実施 |

(2) 母と子の健康を守り増進する

【施策の方向】

母子の健康を確保するため保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図り、母子保健施策等を充実することにより、すべての子どもの発達を保障し、その健全な成長を促進します。また、日々の生活の中で規則正しい食習慣を身につけ、健康で元気にすごせるようになる力をつけるよう食育を推進します。

【重点事業】

- 1 母子健康相談
- 2 子ども相談
- 3 乳幼児健康診査

【事業内容等】

| No | 事業名 | 事業内容 | 事業の進め方 | 現状 17年度 | 実績 21年度 | 目標 21年度 |
|----|-------------|------------------------------------|-------------------------------------|-------------|-------------|------------|
| 1 | 母子健康手帳交付時面接 | 母子健康手帳交付時に妊産婦の個々のケースに応じた相談指導を実施する。 | 個々のケースに対応し、継続した相談や、事業の利用ができるよう指導する。 | 相談者 560人 | 相談者 586人 | 継続して実施する。 |
| 2 | 子ども相談 | 乳幼児健康診査時に心理相談を実施する。 | 指導内容の充実に努める。 | 24回 | 24回 | 継続して実施する。 |

| No | 事業名 | 事業内容 | 事業の進め方 | 現状 17年度 | 実績 21年度 | 目標 21年度 |
|----|-------------------------|---|--|------------------|-----------------------|------------|
| 3 | 乳幼児健康 診査 | 乳幼児の健全な発育・発達と疾病等の早期発見、早期治療を目指し、乳幼児健康診査を実施する。 | 健康診査の受診率の向上、保健指導の内容の充実を図る。 | 受診率 86.1% | 受診率 89.0% | 継続して実施する。 |
| 4 | 病後児保育 の実施 | 保育所に通所している病気の回復期の児童を対象に、保育所等で一時的に保育を実施する。 | 的確なニーズの把握に努め、実施する。 | 検討 | 1箇所 | 1箇所 |
| 5 | 病児保育の 実施 | 保育所に通所している病気の児童を対象に病院等で一時的に保育を実施する。 | 的確なニーズの把握に努め、分析し、実施を検討する。 | 検討 | 検討 | 検討 |
| 6 | 幼稚園にお ける預かり 保育の充実 | 幼稚園における預かり保育の充実を図る。 | 事業の充実に向け、連携、協力を図る。 | 4園実施 | 4園実施 | 4園実施 |
| 7 | 病後児保育 派遣型の実 施 | 保育所に通所している病気の回復期の児童を、その居宅において一時的にあずかる。 | 的確なニーズの把握に努め、実施する。 | 検討 | 検討 | 検討 |
| 8 | 母子保健連 絡協議会の 運営 | 母子保健連絡協議会において、母子保健に関する基本的事項を協議し、母子保健施策の効果的な推進を図る。 | 連絡協議会を充実し、地域全体で母子保健の向上を図る。 | 年2回開催 | 年2回開催 | 継続して実施する。 |
| 9 | 母子健康手 帳の活用 | 妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の結果等を記載し、後の保健指導等の参考とする。 | 母子健康手帳の交付時に妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の受診と活用を勧奨する。 | 相談者 560人 | 相談者 586人 | 継続して実施する。 |
| 10 | 妊産婦健康 診査 | 妊産婦の疾病等の早期発見、早期治療を目指し、妊婦健康診査を実施する。 | 母子健康手帳交付時に受診を勧奨する。 | 受診率 93.4% | 受診率 96.0% | 継続して実施する。 |
| 11 | 妊婦歯科健 康診査 | 母親学級の開催に併せて、妊婦歯科健康診査を実施する。 | 内容の充実に努める。 | 受診者58人 | 受診者47人 | 継続して実施する。 |
| 12 | マタニティ ークラス | 妊産婦を対象に母親学級を開催し、相談指導を行う。 | 内容の充実に努める。 | 4日制×6回 | パパマクラスとして6回 159人参加 | 継続して実施する。 |
| 13 | プレファミ リークラス | 妊産婦及び配偶者等を対象に相談指導を行う。 | 母子保健に関する正しい知識の啓発と普及を図る。 | 1日制×6回 | パパマクラスとして6回 159人参加 | 継続して実施する。 |
| 14 | 妊産婦等訪 問保健指導 | 妊産婦、乳幼児の保護者の家庭を訪問し、必要な保健指導を行う。 | 指導内容の充実に努める。 | 211回 | 433回 | 継続して実施する。 |
| 15 | 妊産婦新生 児訪問 | 第一子出産のケースを中心に妊産婦、新生児の保護者の家庭を訪問し、必要な保健指導を行う。 | 指導内容の充実に努める。 | 訪問率37.2% | 訪問率83.6% | 継続して実施する。 |
| 16 | 乳幼児経過 観察健康診 査 | 乳幼児健康診査等で要経過観察となった乳幼児を対象に健康診査を実施する。 | 疾病等の早期発見に努め、適切な指導を行う。 | 12回 | 12回 | 継続して実施する。 |
| 17 | 乳幼児発達 健康診査 | 発達が遅れている乳幼児を対象に健康診査を実施する。 | 疾病等の早期発見に努め、適切な指導を行う。 | 12回 | 12回 | 継続して実施する。 |
| 18 | 乳幼児歯科 健康診査 | 乳幼児を対象に歯科健康診査を実施し、予防処置、歯科健康教育、保健指導を行う。 | 適切な指導により、虫歯の罹患率を下げる。 | 虫歯の罹患 率 28.9% | 虫歯の罹患 率 21.2% | 継続して実施する。 |
| 19 | 子育て教室 | 乳児の保護者を対象に子育て教室を開催し、相談指導を行う。 | 指導内容の充実に努める。 | 12回 | 12回 | 継続して実施する。 |
| 20 | 離乳食教室 | 離乳食（作り方、進め方）教室を開催し、適切な離乳食の作り方、離乳の進め方を指導する。 | 指導内容の充実に努める。 | 12回 | 12回 | 継続して実施する。 |

| No | 事業名 | 事業内容 | 事業の進め方 | 現状 17年度 | 実績 21年度 | 目標 21年度 |
|----|-----------|--|---|----------------|----------------|------------|
| 21 | 育児相談 | 乳幼児の保護者を対象に育児相談を実施する。 | 指導内容の充実に努める。 | 22回 | 22回 | 継続して実施する。 |
| 22 | 食に関する学習 | 妊産婦、乳幼児の保護者を対象に児童の年齢に応じたバランスのとれた食事の作り方、栄養指導を行い、また幼児期からの良い食習慣づくりや楽しく食事のできる環境づくりなど食に関する学習の推進を図る。 | マタニティークラス、離乳食教室、育児相談、乳幼児健康診査時に集団及び個別指導を実施する。 | 継続して実施 | 76回 | 継続して実施する。 |
| 23 | 予防接種 | 乳幼児・児童生徒を対象に3種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎等の予防接種を実施する。 | 安全な事業の実施に努めるとともに、関係機関と連携し、感染症の流行時等における対策を講じる。 | 接種者延 5,600人 | 接種者延 5,453人 | 継続して実施する。 |
| 24 | 小児医療の充実 | 乳幼児に対する医療の充実に図るため、小児科医の確保を関係機関へ要請する。 | 関係機関への要請に努める。 | 継続 | 継続 | 継続して実施する。 |
| 25 | 体育館託児付き事業 | リズム体操、ステップ台、バランスボール等を使用し、ストレス発散及び健康増進を図る。 | 子育て中の母親に対して子どもを託児することで、スポーツする機会を設け、体力向上及び健康増進を図るとともに子育て支援を推進していく。 | 24回実施 | 48回実施 388人 | 48回 |

（3）子どもの豊かな人間形成を支えるまちづくり

【施策の方向】

次代を担う子どもたちの個性を尊重し、豊かな可能性を引き出し、社会性や主体性に富む子どもを育成することが重要です。家庭はすべての教育の出発点であり、子どもの人間形成に大きな役割を果たしています。家庭、地域の教育力を高め、学校教育の充実に努めます。

また、家庭内における児童虐待、学校におけるいじめ等の早期発見に努め、関係機関をはじめ地域が連携をして適切な対応が図れるよう体制の整備に努めます。

【重点事業】

- 1 子どもの居場所づくり
- 2 子ども家庭支援センターの設置
- 3 世代間交流の促進
- 4 児童生徒のボランティア活動の促進
- 5 次代の親を育成するための教育・啓発の推進
- 6 児童の健全育成対策の充実

【事業内容等】

| No | 事業名 | 事業内容 | 事業の進め方 | 現状 17年度 | 実績 21年度 | 目標 21年度 |
|----|------------|--|--|------------|----------------------|----------------------|
| 1 | 子どもの居場所づくり | 児童館、公民館などを活用し、子ども、特に中学生、高校生を対象とした居場所づくりを進める。 | 地域における年齢に応じた子どもたちの役割を工夫し、青少年が誇りと喜びをもって参加する居場所づくりを検討する。 | | ふっさっ子の広場を市内全7小学校にて実施 | ふっさっ子の広場を市内全7小学校にて実施 |

| No | 事業名 | 事業内容 | 事業の進め方 | 現状 17年度 | 実績 21年度 | 目標 21年度 |
|----|----------------------|--|---|--|--|------------|
| 2 | 児童生徒のボランティア活動の促進 | 学校教育での福祉教育の充実を図るとともに、特別活動等を通して、校舎内外の美化活動、老人ホーム等への慰問活動等を推進する。 | 市立小中学校全校児童生徒のボランティア活動への参加を促進する。 | 10校実施 | 10校実施 | 10校実施 |
| 3 | 次代の親を育成するための教育・啓発の推進 | 中学生が乳幼児とふれあう機会をつくり、次世代の親になるための教育、啓発を推進する。 | 市の子育て支援事業の見学や保育所、乳児院への訪問などを通して、中学生が乳幼児とふれあう機会をつくり、親の役割などについて学習する。 | 未実施 | 検討 | 検討 |
| 4 | 児童の健全育成対策の充実 | 家庭、地域住民、青少年育成地区委員会、町会・自治会、学校、行政等関係機関の連携、強化により、児童の健全育成対策の充実に努める。 | 輝きフェスティバル等の行事への支援、夜間パトロールの実施などを支援する。 | 青少年育成地区委員長会実施事業への支援：輝きフェスティバル参加者15,000人 軽スポーツ&とん汁会参加者2,000人 夜間パトロール8月26日実施 | 青少年育成地区委員長会実施事業への支援：輝きフェスティバル(雨天により中止)軽スポーツ&とん汁会(参加者3000人) 夜間パトロール8月29日実施 | 継続して実施する。 |
| 5 | 障害児保育の充実 | 中程度の障害児保育を充実する。 | 事業の充実を図る。 | 年19人 | 32人 | 30人 |
| 6 | 保育園の園庭開放 | 日時等を指定し、園庭を地域の子どもたちの交流の場として開放する。 | 園庭の開放を促進する。実施に際しては、不審者の侵入等に万全の配慮をする。 | 7園実施 | 12園実施 | 12園実施 |
| 7 | つどいの広場設置 | 広く異なる年齢層が集い、創意工夫を生かした遊びや体験学習などができる広場を日時と場所を設定して定期的実施する。 | 社会福祉協議会、青少年育成地区委員会、町会・自治会、老人クラブ、ボランティアなどと協働し、実施する。 | 輝きフェスティバル、軽スポーツ&とん汁大会の実施 | 輝きフェスティバル、軽スポーツ&とん汁大会の実施 | 継続して実施する。 |
| 8 | 子育てひろば事業 | 保護者からの子育て相談、子ども自身からの相談に応じる。 | 市民の情報提供に努め、サービス利用を促進するとともに、支援ネットワークの中で相談体制を充実する。 | 4箇所 | 児童館 3箇所 保育園 1箇所 | 4箇所 |
| 9 | 幼児対象子育て支援事業 | 幼児に集団で遊ぶ機会を与え、その遊びを通して社会性の基礎を養うとともに、母親同士の交流を図り、親子が共に成長できることを目的とする。 | 事業内容の充実を図る。 | 児童館3館 | 児童館3館 | 事業の充実 |
| 10 | 小学生以上対象子育て支援事業 | 工作や料理、遊びなどを通して、児童に様々な体験をできる機会を提供するとともに、集団での活動の楽しさも知ってもらう。 | 事業内容の充実を図る。 | 児童館3館 443回 | 児童館3館 776回 | 事業の充実 |
| 11 | 児童館一般行事 | 年間を通して、季節ごとの節目となる行事を行う。 | 事業内容の充実を図る。 | 児童館3館 32回 | 児童館3館 16回 | 事業の充実 |
| 12 | 児童館合同事業 | 市内3館の児童館が合同して事業を行い、児童の交流を促進する。 | 事業内容の充実を図る。 | 12回 | 3回 | 事業の充実 |
| 13 | 鑑賞事業 | 子供たちに生の演劇や優れた映画等に親しむ機会を提供し、豊かな情操をはぐくんでいく。 | 事業内容の充実を図る。 | 児童館 3館 5回 | 武蔵野台児童館 3回 | 事業の充実 |

| No | 事業名 | 事業内容 | 事業の進め方 | 現状 17年度 | 実績 21年度 | 目標 21年度 |
|----|------------------|---|---|----------------|---|---|
| 14 | 幼稚園の教育環境等の整備 | 教育活動・教育環境の充実を図る。 | 事業の充実を要望していく。 | 4園支援 | 4園支援 | 4園支援 |
| 15 | 幼稚園と小学校との連携 | 幼稚園から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、連携を図る体制を構築する。 | 連携体制を図るよう要望していく。 | 4園支援 | 4園支援 | 4園支援 |
| 16 | 児童館の充実 | 地域の子どもたちの「遊びの場」、「交流の場」として、児童館機能の充実を図る。 | 中学生、高校生をはじめ、市民のボランティアによる指導補助を検討し、実施する。 | 3箇所 | じどうかんまつり・地域懇談会等の実施 | 継続して実施する。 |
| 17 | 被害児童カウンセリング | 暴力等の被害を受けた子どもの精神的ダメージの軽減、立ち直りを支援するため、カウンセリングを実施する。 | 関係機関と連携し、支援体制の整備に努める。 | 関係機関の連携体制により実施 | 教育相談、児童相談所、保健所等の相談等を活用し、心のケアに努めた。 | 継続して実施する。 |
| 18 | 児童虐待防止のネットワークづくり | 児童虐待の早期発見、早期対応を目指し、関係機関との連携による児童虐待防止のネットワークづくりを進める。 | 児童とその家族を含めた相談体制の整備と医療機関、保育園、幼稚園、学校等との連絡体制の強化を図る。 | 関係機関連絡会の随時開催 | 要保護児童対策地域協議会主催による講演会の実施 | 継続して実施する。 |
| 19 | 児童虐待防止マニュアル作成 | 児童虐待への対応マニュアル、ポスター等を作成する。 | 対応マニュアル、ポスター等を作成し、配布する。 | リーフレットの作成 | 市民向けに児童虐待防止に関するシラシを作成し配布した。 | 市民向けの児童虐待等防止のリーフレットを作成予定。 |
| 20 | 学校教育相談室の充実 | 不登校等生徒の心の問題解決のため、学校教育相談室(心の教室・カウンセリングルーム)の相談体制等の充実を図る。 | 学校教育相談室の相談員等相談体制充実を図る。全中学校での、相談員(都囃託員)及びスクールカウンセラー(都派遣)の恒常的配置を図る。 | 3校 適応指導教室開設 | スクールカウンセラーは中学校3校、小学校2校に配置。生活指導推進員を各小学校に配置。登校支援員を中学校3校、小学校2校に配置。 | スクールカウンセラーは中学校3校、小学校2校に配置。生活指導推進員を各小学校に配置。登校支援員を中学校3校、小学校2校に配置。 |
| 21 | 親子等による体験学習教室の開催 | 親子等での参加によるものづくりなどの体験学習教室を開催し、児童の情操をはぐくむ。 | 体験学習教室を定期的に開催する。 | 充実に努める | 9コース 17回実施 | 2コース実施する。 |
| 22 | 子どもグループでの遊び | 幼児がグループで遊ぶ機会を設け、成長度、発達度等を観察し、適切な指導を行う。 | 指導内容の充実に努める。 | 12回 | 33回 | 継続して実施する。 |
| 23 | 幼児体操教室 | 幼児の健康増進、保護者の交流を図るため、マット、フープ(輪)、鉄棒、跳び箱等を使用し、体操教室を開催する。 | 内容を充実し、楽しく参加できる教室を開催する。 | 72回 | 84回 | 90回 |
| 24 | 小中学生スポーツ教室 | 運動に親しむ資質、能力を育成し、児童生徒が生涯にわたり豊かなスポーツライフを送れるようにするため、各種スポーツ教室を開催する。 | スポーツの種類、内容等に配慮し、教室を開催する。 | 76回 | 218回 | 67回 |
| 25 | 幼稚園における園庭・園舎の開放 | 地域との交流などを目的に園庭等を開放する。 | 事業の充実を要望していく。実施に際しては、不審者の侵入等に万全の配慮をお願いする。 | 4園 | 4園 | 4園 |

(4) 子育てと仕事を両立できるまちづくり

【施策の方向】

子育てと仕事の両立が可能となるような多様なサービスの提供ができるよう努め、保護者の選択の幅を広げます。また、男女の区別なく子育てに参加できるよう意識の醸成に努めます。

【重点事業】

1 保育の充実

【事業内容等】

| No | 事業名 | 事業内容 | 事業の進め方 | 現状 17年度 | 実績 21年度 | 目標 21年度 |
|----|-----------------------|---|---|------------------------------|------------------------------|---------------------------------|
| 1 | 幼稚園における園庭・園舎の開放 | 地域との交流などを目的に園庭等を開放する。 | 事業の充実を要望していく。実施に際しては、不審者の侵入等に万全の配慮をお願いする。 | 4園 | 4園 | 4園 |
| 2 | 保育の充実 | 乳児保育や延長保育、夜間保育、地域の子育て支援センターとしての機能など多様なニーズに対応した保育の充実を図る。 | 多様な福祉ニーズに対応し、認定子ども園を含む、保育の充実を努める。 | 12箇所 | 12箇所 | 12箇所 |
| 3 | 一時保育事業 | 保護者が傷病等により、児童を家庭で監護できない場合、一時的に保育を実施する。 | 市民への情報提供に努め、サービス利用を促進するとともに、受入れ体制を充実する。 | 保育園 12箇所 無認可2箇所 | 保育園12箇所 | 保育園12箇所 |
| 4 | 特定保育の実施 | 3歳未満児を対象に週に2～3日、午前か午後に限定し、保育を実施する。 | 的確なニーズの把握に努め、実施する。 | - | 検討 | 次世代行動計画策定の中で検討 |
| 5 | 低年齢児保育の充実 | 0歳児保育を充実する。 | 的確なニーズの把握に努め、分析し、実施する。 | 10箇所 | 10箇所 | 10箇所 |
| 6 | 延長保育事業 | 保護者の就労形態の多様化に対応し、延長保育を実施する。 | 的確なニーズの把握に努め、分析し、実施する。 | 1時間延長 12箇所 | 1時間延長 12箇所 | 1時間延長 12箇所 |
| 7 | 休日保育事業 | 保護者が休日での就労等により、児童を家庭で監護できない場合に対応し、休日保育を実施する。 | 事業の充実を図る。 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 |
| 8 | 認証保育所事業 | 多様な保育ニーズに応えるため、認証保育所（東京都独自の基準を満たす保育事業所）を保育施設として活用し、保育を実施する。 | 事業の充実を図る。 | 2箇所 定員 49人 延利用 307人 | 3箇所 定員 80人 延利用 910人 | 3箇所 定員 80人 延利用 793人 |
| 9 | 認可保育所における小学校低学年児童の受入れ | 一時保育の場を活用し、小学校低学年児童を受け入れる。 | 学童保育の待機児数を考慮し、事業の実施に努める。 | 1園 | 1園 | 1園 |
| 10 | 保育室事業 | 未認可保育所を保育施設として活用し、保育を実施する。 | 事業の充実を図る。 | 2箇所 定員 40人 | 認証保育所へ移行のため、該当園なし | |
| 11 | 認可外保育所利用者補助事業 | 認可保育所と認可外保育所の保育料の差額を補助する。 | 事業の継続を図る。 | 年56人 | 706人 | 74人 |
| 12 | トワイライトステイの実施 | 保護者が夜間まで帰宅できない場合など、子どもの監護が困難な場合、施設等で平日の夜間（10時まで）や休日に一時的に児童をあずかる事業を実施する。 | 的確なニーズの把握に努め、分析し、実施を検討する。 | 検討 | 検討 | 次世代行動計画策定の中で検討 |

(5) 子どもにやさしいまちづくり

【施策の方向】

子どもが明るく健やかに成長していくために、安心して外出できる地域づくりが必要です。子どもの権利を守り、事故や犯罪から子どもを守る安全で安心できるまちを目指します。

【重点事業】

- 1 安全安心なまちづくりの推進
- 2 子ども家庭支援センターの設置
- 3 小地域福祉活動推進への支援

【事業内容等】

| No | 事業名 | 事業内容 | 事業の進め方 | 現状 17年度 | 実績 21年度 | 目標 21年度 |
|----|----------------|--|--|--------------------------|---|---|
| 1 | 安全安心なまちづくりの推進 | 市民が安心して生活できる環境の整備を図る。 | 犯罪防止のための地域における自主的な活動の推進、学校等における安全の確保等総合的な施策の展開を図る。 | 20の町会・自治会、各学校によるパトロールの実施 | 27の町会・自治会によるパトロールの実施 | 継続して実施する。 |
| 2 | 子ども家庭支援センターの設置 | 子どもと家庭に関する総合相談、ショートステイ等のサービス提供の調整、子育てボランティア等への支援、見守りサポート事業、虐待防止に関する事業など、児童を養育する家庭を支援するため、子育て支援の総合的な機能を持つセンターを設置する。 | 地域の児童館等で既に実施している子育て支援事業等を考慮し、市民のニーズにあった施設の設置を検討し、整備する。 | 1箇所設置 | 先駆型1箇所 子ども応援館へ移転し開所日を週6日とし、総合相談業務の充実を図る。 | 先駆型1箇所 子ども応援館へ移転し開所日を週6日とし、総合相談業務の充実を図る。 |
| 3 | 小地域福祉活動推進への支援 | 高齢者や障害者、児童等を対象とした地域での見守り活動、「ふれあいいいきサロン」、「子育てサロン」等地域の憩いの場づくり、交流の場づくりなど、社会福祉協議会が推進している小地域福祉活動を支援する。 | 活動地区の増と参加者の増を目指し、活動を支援する。 | 16 地区 | 19 地区 | 継続して実施する。 |
| 4 | 子どもを守るための活動の推進 | 防犯講習会等を通して、犯罪に関する市民への情報提供に努め、関係機関・団体との情報交換、防犯ボランティアによるパトロール活動、「子ども110番」事業など、子どもを守るための活動を推進する。 | 関係団体の連携、強化による地域での活動の推進と地域住民、商店等での「子ども110番」事業の推進を図る。 | 継続 | 保険料 91,000円 登録者数 1,158人 | 継続して実施する。 |
| 5 | 交通安全教育の推進 | 地域や団体、事業所等における交通安全思想の普及・徹底を図り、学校・保育園等での交通安全教育を推進する。 | 交通安全運動の充実、地域や学校・保育園等での交通安全教室の定期的な開催を図る。 | 実施中 | ・交通安全講習会2回開催 30の町会・自治会によるテントの掲出 | 継続して実施する。 |

次世代育成支援行動計画（前期計画）の評価

福生市は、「子育ての喜びが実感できるまち」を基本理念として、平成 16 年 3 月に第 3 期福生市地域福祉計画に内包し、次世代育成支援行動計画を策定しました。

妊娠・出産から乳幼児期、児童期、青少年期と、心身ともに最も発達する時期の保護者や子どもたちを支援していく取組みには、様々な課題が存在します。

本市は、大きく「家庭・地域における子育ての支援」「母と子の健康を守り増進する」「子どもの豊かな人間形成を支えるまちづくり」「子育てと仕事を両立できるまちづくり」「子どもにやさしいまちづくり」という側面から、従来からの施策に加え新たな施策の取組みも開始しました。

・平成 17 年 7 月に、子育て支援の中核的な機能を持った【子ども家庭支援センター】が、福祉センター内に開設され、子どもと家庭に係わる総合相談と支援等が開始されました。平成 20 年 1 月には、先駆型子ども家庭支援センターへ移行しています。それに伴い、関連機関との連携による児童虐待防止のネットワークの中核をなす要保護児童対策地域協議会が設置されました。児童虐待が認められる家庭への見守りサポート、不適切な養育態度や生活環境にある家庭に対する育児支援家庭訪問事業も開始され、児童虐待の防止に努めています。

平成 21 年 4 月には、福祉センターの一室から新たな施設「子ども応援館」へ移転し、親子のセンター利用の促進や子育て支援の情報提供に努めるとともに、家庭環境等の変化により多様化する相談に応えられるよう、相談業務の充実を図っています。

・【保育園の待機児数】は、認可保育園の定員の弾力的運用に努めるとともに、認証保育所等に通園する保護者への補助金制度の活用により 26 市の中で最も低い比率となっています。しかし、育児休業制度の利用等により年度途中では、0・1 歳児の待機児数は増える傾向にあるため、保育に対するニーズを慎重に分析し、今後も待機児童解消に向けた取組みが必要です。

・平成 20 年 11 月には、福生保育園内に【病後児保育室】が開設されました。開設して間もないためか、利用状況は多くありません。保育園等を通じて利用者の拡大に向けた情報提供をするとともに、利用者からの意見をいただきながら、さらに利用しやすい施設を目指していきます。

・市内には私立幼稚園が 4 園あり、それぞれの建学精神や教育目標に基づいて運営されています。プレ幼稚園事業、園庭・園舎の開放及び預かり保育等が自主的に行われており地域の子育て拠点となっています。

現在、少子化が進行する一方で、教育や保育に対するニーズが多様化し、親の就労の有無に係わらず利用可能な子育て支援の場が求められています。

幼児教育や育児不安を抱える専業主婦家庭への支援等に、多くの経験を持つ私立幼稚園の設置者と協議しながら、認定こども園をはじめとする新たな地域における子育て支援の方向を検討していきます。

・【学童クラブ事業】では、平成 18 年度に臨時第 2 たんぼぼクラブを新設しました。平成 19 年度には、臨時第 2 田園クラブと武蔵野台児童館の一室を改装し定員の増に努めました。このような対応により、平成 17 年度に 78 名いた待機児童は、平成 20 年 4 月以降ゼロとなっています。

平成 19 年度から児童館併設の学童クラブでは午後 7 時までの延長保育も実施していますが、平成 22 年度からすべての学童クラブで延長保育の実施を予定しています。

・【ふっさっ子の広場】は、平成 19 年 10 月にモデル校として福生第六小学校で開設されました。平成 20 年 6 月には新たに第三小学校、第五小学校、第七小学校で、平成 21 年 6 月には残りの 3 校でも開設され、小学生の新たな居場所となっています。

・【児童館】は、平成 19 年 4 月から指定管理者に管理運営を委託しています。今まで閉館していた日・祭日の開館、高校生が利用しやすいよう午後 9 時までの開館等、開館日数・時間が大幅に増えました。平成 20 年度からは、中・高校生向けの事業が実施されるなど子どもたちの新たな居場所となっていますが、利用者数は多くありません。小学生の利用も、ゆとり教育の見直しや「ふっさっ子の広場」の開設にともない減少傾向にあるため、指定管理者と協議しながら児童館事業のあり方等について検討する必要があります。

また、就労等により平日は事業に参加できない保護者を対象に、日曜日の事業も一部実施されました。今後、保護者の参加状況等を考慮しながら事業の充実に努めるとともに、相談業務も積極的に行っていきます。

・平成 19 年度に社会福祉協議会や子ども家庭支援センターの職員が中心となり、保育園、幼稚園をはじめ子育てに係わるサークル等からなる【保育団体連絡会】が立ち上がりました。平成 21 年 4 月現在、28 団体が加入しており情報の共有や子育てに関する研修等を実施しています。今後もより多くの団体に会への参加を呼びかけ充実した運営を進めていきます。

・子育て支援の重要な課題のひとつに、都市化・核家族化の進行に伴う子育て中の母親の孤立があります。それらを防止するためには、仲間づくりや気軽に何でも相談できる人との出会いが必要です。現在、ボランティアに支えられながら 8 か所の【子育てサロン】が実施されています。参加者からは好評であり、ニーズ調査結果の自由意見記載には開設回数の増を望む声が多く寄せられています。

また、児童館や杉ノ子保育園では【地域子育て支援拠点事業】として【子育てひろば】が、子ども応援館では常設の「ふれあいひろば」が実施されています。

今後、利用者等の意見を伺いながら新たな「ひろば」の開設も検討していきます。

・【一時預かり】は、市内全保育園で実施されています。しかし、保育園内に一時預かりの専用スペースが確保されていないためニーズ調査結果の自由意見記載に多くの指摘があるように、実際には利用したい時期に利用できないことが多くあるようです。就労形態の多様化にともない一時預かりのニーズは増大していくと予想されますので、保育園設置者

と協議の上、問題点を洗い直し、いつでも誰でもが利用したいときに利用できる体制を整えていく必要があります。また、幼稚園設置者と協議しながら幼稚園での一時預かり事業の実施を検討します。

・本市では独自の【ファミリー・サポート・センター事業】は実施しておりません。社会福祉協議会の自主事業である「ほっとサービス」がその機能を補っています。「ほっとサービス」は高齢者の家事援助サービスとして開始されたため、子育て中の保護者には利用度・認知度ともに低いことがニーズ調査結果から分かりました。今後、病児・病後児保育、夜間保育等の多様な保育ニーズに対応できるよう、支援方法について社会福祉協議会と協議する中で、必要に応じて市独自のファミリー・サポート・センターの立ち上げも検討していきます。

前期の取組みを中間的に総括すれば、最初の立ち上げは順調に進んでいると評価することができます。次世代育成支援対策推進法は10年間の時限立法ですが、10年経過した後も、地域全体で子育てを支援し続ける意識を持続することが大切であり、そのための仕組みを構築していきます。